

認識主体としてのブドガラ存在に関する批判

— 『俱舎論』破我品の所説を中心にして—

武田 宏道

はじめに

有部や経量部などの存在論のうえからいえば、存在するものは必ず六識のいずれかによって識知される。例えば、存在する色が眼識に識知されるがごときである⁽¹⁾。そこで、犢子部の説くブドガラも何識かによって識知されるはずである。そこで、これについて、犢子部は、ブドガラが

六〔識のいずれ〕によっても〔識知 Tib〕されると説かれる。(AK.463 頁 9)

<玄奘訳> 六識の所識なり。(153b13)

と説く。しかし、その識知されることは、六識の認識対象になるという意味ではなく、所縁を縁じる六識のいずれかが生じることによって、識知する主体としてのブドガラの実有が知られるということである、と説く。これは、識知という認識活動を通してその認識活動の主体になるブドガラの实有が推知されるという点では、認識主体としてのブドガラが実有であることの根拠を示す。続いて、この、六識に識知される様態をつぎのように説く。

もし、眼〔識〕に識知される (vijñeya) 諸色に縁って (pratītya) 〔識が〕ブドガラを認知する (prativibhāvayati) ならば⁽²⁾、ブドガラは眼〔識〕に識知される、と

⁽¹⁾拙稿「犢子部のブドガラ説—『俱舎論』破我品の所説を中心にして—」(『龍谷大学論集』第 451 号、平成 10 年 1 月)16-18 頁詳説。

⁽²⁾prativibhāvayati を prativibhāvayati(AKV.701 頁 8) に訂正。江島論文 11 頁 (463-12)、村上訳(一)288 頁註 6 参照。『称友釈』「認知する (prativibhāvayati)」とは認識する (upalakṣayati) ことである (701⁸)。

説かれるべきである。しかし、〔ブドガラは、色を特相としないので V,L〕諸色であると説かれるべきでもないし、〔ブドガラは、不可説であるので V,L〕〔諸色で Tib〕ないと〔説かれるべきでない Tib〕。同様に乃至、もし意〔識〕に識知される諸法に縁って〔識が〕ブドガラを認知するならば、ブドガラは意〔識〕に識知されると説かれるべきである。しかし、〔ブドガラは法を特相としないので V,L〕諸法であると説かれるべきでもないし、〔ブドガラは、不可説であるので V,L〕〔諸法で Tib〕ないと〔説かれるべきでない Tib〕。(AK.463 頁 9-12)

<玄奘訳> 若し、一時、眼識が色を識る〔時〕に於いて、茲に因りて〔識が〕補特伽羅有ることを知らば、此〔の補特伽羅〕を説いて名づけて眼識の所識と為すも、而も〔補特伽羅は〕色と一なりとも異なりとも説く可からず。乃至、〔若し〕一時、意識が法を識る〔時〕において、茲に因りて〔識が〕補特伽羅有ることを知らば、此〔の補特伽羅〕を説いて名づけて意識の所識と為すも、而も〔補特伽羅は〕法と一なりとも異なりとも説く可からず。(153b14-17)

このなかの「眼識に識知される諸色に縁って識がブドガラを認知する」ことは、比量による推理的認識である。すなわち、識知する主体が存在すればこそ眼識が色を識知することができるのであるから、逆に、色が識知される時には、必ず識知の主体すなわちブドガラが実在するはずである、という推理的認識である。したがって、眼識に識知される諸色によって、すなわち、色が識知されるという識の認識活動を通して、識知という認識活動の主体になるブドガラの实有が比量すなわち推理的認識によって知られる。以上が犢子部の主張である。

本稿では、この犢子部のブドガラ説に対する世親の批判をみていく。そこで先ず、この「眼識に識知される諸色に縁って識がブドガラを認知する」即ち、色が眼識に識知されることは識知の主体としてのブドガラの实在することを示す、というこの比量によるブドガラ実有の認知の是非について第1節で論じる。そして、第2節で、ブドガラを了得する因が諸色である場合について、第1項「了得の因のうえからの考察」、第2項「対象を了得する識のうえからの考察」等、識知の因や能了の識などを検討して、ブドガラの仮有であること、或いは実在しないことを論じる。

なお、略号などは論文末に掲げる。また、『俱舍論』梵文和訳のなかで、括弧〔 〕内に付した Tib はチベット訳、V は『称友釈』、L は『満増釈』による補説であることを示す。

第1節 認識主体としてのブドガラ実有の比量による証明 ……ブドガラが仮有になる

まず「眼識に識知される諸色に縁って識がブドガラを認知する」という比量によるブドガラ実有の認知の是非について、世親は、

このようであるならば、〔ブドガラは〕乳などと同じ〔である仮有〕になる。
(AK.463 頁 12)

<玄奘訳> 若し爾らば、所計の補特伽羅は、応に乳等に同じく唯だ仮の施設なるべし。(153b18)

と説く。すなわち、前掲の「眼識に識知される諸色に縁って識がブドガラを認知する」という犢子部説を受けて、もしこのようにブドガラが色に縁って知られるならば、眼識に識知される諸色に縁って認知される乳・水が仮有であるように、ブドガラも仮有になる、と説き、ブドガラが実有であることを否定する。そして、ブドガラが仮有になる理由を次のように乳・水の喩によって示す。

そこで、ここに説かれる乳と水とによる例証 (udāharāṇa)⁽³⁾について詳しくみてみよう。

もし眼〔識〕に識知される諸色に縁って〔識が〕乳あるいは水を認知するならば⁽⁴⁾、乳や水は眼〔識〕に識知されると説かれるべきであるが、〔乳や水は〕諸色であると説かれるべきでもないし、〔諸色で Tib〕ないとも〔説かれるべきでない Tib〕。同様に、〔鼻識・舌識・身識に識知される諸々の香・味・所触に縁って識が乳あるいは水を認知するならば、乳や水は〕鼻〔識〕・舌〔識〕・身識に識知されると説かれるべきであるが、〔乳や水は香・味・〕所触であると説かれるべきでもないし、〔香・味〕〔所触 Tib〕でないとも〔説かれるべきでない Tib〕。
(AK.463 頁 12-14)

<玄奘訳> 謂はく、眼識が諸色を識るが如き時、此れに因りて、若し〔識が〕乳等有ることを能く知れば、便ち乳等は眼識の所識なりと説くも、而も〔乳等は〕色と一なりとも異なりとも説く可からず。乃至、身識が諸触を識る時、此れに因りて、若し〔識が〕乳等有ることを能く知れば、便ち乳等は身識の所識なりと説くも、而も〔乳等は〕触と一なりとも異なりとも説く可からず。(153b18-23)

⁽³⁾AKV.701 頁 11.

⁽⁴⁾vibhāvayaty を prativibhāvayaty(AKV.701 頁 11. AK.463 頁 17 所説) に訂正。江島論文 11 頁 (463-15)・村上訳 (-)288 頁註 7。

すなわち、乳を構成する因である色を眼識が識知することに縁って、眼識が乳の存在を知るならば、乳は眼識に識知されるといわれるが、色が乳の構成因に過ぎないという点からは乳が色であるとはいえないし、また色が乳を構成する因であるという点からは乳が色でないともいえない。また、香・味・所触についても同様に、乳を構成する因である香や味や所触を鼻識などが識知することに縁って識が乳の存在を知るならば、乳は鼻識などに識知されるといわれるが、乳が香などであるとはいえないし、香などでないともいえない⁽⁵⁾。このようにして、乳・水と構成因の色などが、同一でもないし異なるものでもない、ということが示される。

たしかに、乳は実有の色などの四境によって成立し、この色などを離れて存在しないから、色などの四境を知るときに乳を知ることはできる。しかし、色などはあくまでも乳の構成因であるので乳が色そのものであるとはいえないから、乳が色などの四境の一つと同一であるとはいえない。また、乳は色などを離れては存在しないので乳は色などの所成でないともいえないから、両者が別個なものであるともいえない。

このように、乳・水と色などが一でも異でもないのは、乳・水が色などと同じである場合にも、異である場合にも、つぎのような不都合があるからである。

乳・水の両者が〔色・香・味・所触の〕四〔実物の一々〕である過失に陥る、ということがあってはならない〔からである Tib〕。(AK.463 頁 15)

<玄奘訳> 乳等が四〔境の一々〕に成ること或いは四〔境〕の所成に非ざること、勿れ。(153b23)

まず、乳・水が色・香・味・所触の四境の一つと同一であるならば、乳がそのまま四境になる、すなわち、乳は、色でもあり香でもあり味でもあり所触でもあるから、四種類になる、という過失に陥る⁽⁶⁾。一方、乳が四境と異なるならば、乳は四境の所成

⁽⁵⁾ 『光記』。 仮〔有〕は実〔有〕を離れざるを以て、色を識るの時、亦た乳等を識ると言ふも、而も乳等は色と一なりとも異なりとも説く可からず。(大系 603 頁 11-12)

『宝疏』。 〔実有の色等の〕四境を知ること因りて、仮〔有〕の乳の有り、と知るも、乳は四境〔の一々〕と一なるにも非ず異なるにも非ず。(大系 604 頁 17)

⁽⁶⁾ 『称友釈』『満増釈』。 「乳・水の両者が〔実有の色・香・味・所触の〕四〔境の一々〕である過失に陥る、ということがあってはならない」というのは、〔乳や水が〕もし諸色であるというならば、乃至もし諸所触であるというならば、乳あるいは水は〔色・香・味・所触の〕四〔実物の一々〕である過失に陥るであろう。すなわち乳あるいは水は四の品類になることになるであろう、という意味である。(AKV.701 頁 16-18, AKLA.370a4-5)

『光記』。 乳等が若し色等〔の境の一々〕と一なりとせば、乳等は〔色等の〕四〔境の一々〕に成ること勿れ〔と説く〕。(大系 603 頁 12-13)

でないという過失に陥る⁽⁷⁾。それゆえ、乳・水が実有である一々の四境そのものであることも、四境の一々と異なることも認められない⁽⁸⁾。したがって、乳・水は実有の四境の一々でなく且つ四境の所成であるから、つぎに説かれるように、色などの四境の集合したものであり、仮有である。

なお、梵文・チベット訳は、乳・水が四境の一々であることがあってはならない、と説き、真諦訳は、乳・水が四境所成でないことがあってはならない⁽⁹⁾、と説き、玄奘訳は両方を説く。乳・水が四境の所成であることによって乳・水の体を示し、乳・水がその実有の四境の一々でないことによって、その体が仮有であることを示す、という点から考えると、両方を説く玄奘訳が親切である。

そこで、仮有である乳・水の喩をブドガラに適用して、つぎのように説く。

それゆえ、例えば諸色などの総聚 (samasta) そのものが乳あるいは水であると施設されるように、同様に諸蘊〔の総聚そのもの V,L〕がブドガラである〔と施設される V,L〕ということが成立する。(AK.463 頁 15-16)

<玄奘訳> 此れに由りて、応に、総じて諸蘊に依りて補特伽羅有り、と仮りに施設することを成ずべし。〔そは〕猶し、世間にて、総じて色等に依りて乳等を施設するが如きなり。〔故に、補特伽羅は〕是れ仮にして実に非ず。(153b23-25)

色などに縁って乳が知られるけれども、その乳は、色などによって構成され、色などの総聚すなわち総集 (samudita) であり、この総聚に施設された仮有である。同じように、色などに縁って知られるブドガラも、色などによって構成され、色などの総聚であり、この総聚に施設された仮有である⁽¹⁰⁾、というのが世親の結論である。

『宝疏』． 四境が乳を成ずるも、乳は四〔境の一々〕に分かれざるが如し。(大系 605 頁 1)

(7) 『光記』． 乳等が若し色等〔の境〕と異なりとせば、乳等は〔色等の〕四〔境〕の所成に非ざること勿れ〔と説く〕。(大系 603 頁 13)。

『宝疏』． 又た、乳は四〔境〕の所成に非ず、と説く可からず。(大系 605 頁 1-2)

(8) 『光記』． 故に、乳等は彼の色等と一なりとも異なりとも言ふと説く可からず、と説く(大系 603 頁 13-14)。

(9) <真諦訳> 勿乳水等 非四物所成。此非所許義 (305a16)。「此」は「乳水等非四物所成」を指す。

(10) 『称友釈』『満増釈』． 「それゆえ、例えば諸色などの総聚」すなわち総集 (samudita) 「そのものが乳あるいは水であると施設されるように」、同様に「諸蘊」の総聚そのもの「がブドガラである」と施設される、「ということが成立する。」(AKV.701 頁 19-21, AKLA.370a5-6)

『宝疏』． 四境は是れ実〔有〕なるも、而も乳は是れ仮〔有〕なり。〔実有の〕色等を識るに因りて而も我を知るも、我は応に是れ仮〔有〕なるべし。(大系 604 頁 17 - 605 頁 1)

このようにして、乳・水の喩によってブドガラが仮有であることを世親は論証する。ただ、この乳・水の例をそのままブドガラに適用することには、つぎのように問題がある、と私は考える。

或る法に縁って或る法を識知する、という比量による推理的認識が成立するためには、前者の法と後者の法とが何らかの関係(つながり)をもつことが必要である。例えば、前者が後者の一部、すなわち構成要素であるという関係を持つとき、前者に縁って後者を識知することが可能になる。この場合、後者は、前者を構成要素とするから、和合有すなわち仮有である。色などに縁って乳・水を認知する、という乳・水の例にはこの関係が該当する。世親は、ブドガラの識知に対してこの例を適用して、乳・水と同じように、ブドガラも五蘊の総聚のうえにある和合有すなわち仮有である、と結論する。

しかし、色・乳の関係と色・ブドガラの関係とは、つぎのように関係の仕方が異なるから、ブドガラの識知にこの例を適用することには問題がある。すなわち、色などの四境と乳との関係は、色などが乳を構成する要素(因)であるから、構成要素の色などが乳の一部になる、という存在上の構成因(能成)・被構成物(所成)の関係である。一方、犢子部の主張するブドガラと色との関係は、識知の主体としてのブドガラが実在するので色が眼識に識知されるから、両者の関係は、識知主体としてのブドガラと識知の対象としての色という、認識上の主体・客体の関係である。犢子部は、この後者の関係に基づいて、認識対象の色に縁って認識主体としてのブドガラが比量によって知られる、と主張するのであり、諸蘊がブドガラの構成要素すなわちブドガラの一部であるという構成因・被構成物の関係を踏まえて、諸蘊に縁ってブドガラの存在が知られる、と主張するのではない。したがって、乳の例をブドガラの識知に適用することには問題がある。

第2節 犢子部の説く「眼識に識知される諸色に縁って識がブドガラを認知する」ことの解釈

前項では、比量によって知られる認識主体としてのブドガラは仮有であるから、認識論上から比量によってブドガラの実有を論証することはできない、ということを見てきた。そこで、一步、譲って、比量によって認識主体としてのブドガラの知られることを認めて、つぎに「ブドガラを了得する因が諸色である」と説かれることについて、認識される諸色とブドガラを認識する識すなわち能了の識とについてみてみよう。

そこで、犢子部の宗義を説く「眼識に識知される諸色に縁って識がブドガラを認知する」という前掲文について、

「眼〔識〕に識知される諸色に縁って〔識が〕ブドガラを認知する」と説かれる、この所説の意味は何か。まず、諸色がブドガラを了得する因であるというのか。あるいは、諸色を了得するときにブドガラを了得するというのか。(AK.463 頁 17-19)

<玄奘訳> 又た彼れの説く所の「若し、一時、眼識が色を識る〔時〕に於いて、茲に因りて〔識が〕補特伽羅有ることを知らば」といふ此の言は何の義なるか。〔此れは〕諸色が是れ補特伽羅を了する因なり、と説くと為んか、色を了する時に補特伽羅も亦た了す可し、〔と説く〕と為んか。(153b25-28)

と説かれる。すなわち、前掲の犢子部所説の文は「諸色がブドガラを了得する因であること」と、「諸色を了得するときにブドガラを了得すること」という両様の解釈ができるが、前掲文の真意は那邊にあるのか、という問である。

前積は色に因って即ち色を因としてブドガラを了得するということであり、後積は色を了得する際に同時にブドガラを了得するということである。このことを『称友釈』『満増釈』は、前積は諸色が因であることが、後積は諸色に依拠してブドガラを了得することが、おのおの主題になっている、と註釈する⁽¹¹⁾。そこで、前積はブドガラを認識するための因である「色」に関する議論になり、後積はブドガラを認識する主体である能了の「識」に関する議論になるから、前積が了得の因の立場から、後積が了得する能了の識の立場から論じることになる。そこで、第1項「了得するための因のうえからの考察」、第2項「対象を了得する能了の識のうえからの考察」に分けてこれら両解釈について詳しくみてみよう。

第1項 了得するための因のうえからの考察

…… 因が諸色であれば、両者が異なる

根・境・識の三事合によって色を認識するときには、三事以外に認識を可能にする光明などの因も必要である。そこで、ブドガラを認識する際にも、根・境・識以外にそれを可能にする因が必要である。その因を諸色と考えるのが、ブドガラを了得する際の因が諸色である、という解釈である。

まず、ブドガラを了得する際の因が諸色である場合について、

⁽¹¹⁾ 『称友釈』『満増釈』。「諸色がブドガラを了得する因である」ということと、「諸色を了得するときにブドガラを了得する」ということとの、これら両宗にはいかなる相違があるのか。前者の宗では諸色が因であることが主題になる (adhikriyate)。しかし、第二の〔宗〕では因であることが〔主題になら〕ない。ならばいかに。諸色に依拠してブドガラを了得する、ということ〔が主題になる〕。(AKV.701 頁 22-25, AKLA.370a7-b1)

もし諸色がブドガラを了得する因である〔ことが認許され V,L〕、そして、彼〔のブドガラ V,L〕はこれら〔諸色 V,L〕とは別ものであると説かれるべきでない、という、かくの如きであるならば、(AK.463 頁 19-20)

<玄奘訳> 若し、諸色は是れ此〔の補特伽羅〕を了する因なるも、然れども、此〔の補特伽羅〕は色と異なりと言ふ可からず、と説かば、(153b28-29)

と説かれる。この仮定を説くなかで、諸色がブドガラを了得するための因である、すなわち諸色に因ってブドガラを了得する、といえ、一見、諸色とブドガラとが別なものであるかのように思われるから、そこで、犢子部の「両者は不一不異である(玄奘訳 152c27-29, AK. 462 頁 3-4)」という宗義に立脚して、「両者は別ものであると説かれるべきでない」と加説した。「諸色がブドガラを了得するための因である」ことに加えて、「ブドガラは諸色とは別ものであると説かれるべきでない」ことが説かれるのは、あくまでも犢子部の宗義を踏まえて論を進めるという意図が込められている。そして、この「両者は別ものであると説かれるべきでない」ことは、この問題に関して世親が犢子部のブドガラ説の過失を指摘するうえで、大切な論拠になる。

なお、「説かれるべきでない」(na vaktavyah) が、前文の「了得する因である」にはかからず、後文の「ブドガラとの一・異」のみにかかることを明白に示すために、真諦訳は「不可説人異於彼」(305a21)、玄奘訳「不可言此異色」(153b29)と訳す。また、『称友釈』も、

「もし諸色が〔ブドガラを了得する〕因である」ことが認許され、「そして、彼」のブドガラ「がこれら」諸色「とは別ものであると説かれるべきでない」というならば、(701 頁 25-26)

と註釈し、前文と後文の間に「認許される (iṣyate)」を補う。

この、ブドガラを了得するための因が色であることについて、世親は、眼が色を見る場合を取り上げて論じる。

色もまた光明・眼・作意とは別ものであると説かれるべきでない。〔なぜならば〕それら〔光明など V,L〕はこ〔の色 V,L〕を了得する因であるからである。(AK.463 頁 20-21)

<玄奘訳> 是れ則ち、諸色は眼と及び明・作意等との縁を以って了ぜらるる因と為すが故に、応に、色は眼等と異なりと説く可からざるべし。(153b29-c2)

この仮定のように、ブドガラを了得するための因が諸色であり、そしてブドガラが諸色と異なると説かれるべきでない、というならば、例えば、諸色を了得するための因

が光明・眼根・作意などである場合に、諸色が光明・眼根などと異なると説くことはできないことになる。しかし実際にはこの場合、諸色を了得するための因である光明・眼根・作意などは、了得される諸色とは異なる。したがって「諸色がブドガラを了得する因である」ならば、「両者は別ものであると説かれるべきでない」ということはいえない。このように、諸色がブドガラを了得するための因であると仮定するならば、ブドガラと色とは異なるので、ブドガラと色とは不一不異であるという犢子部の宗義に反することになるから、この仮定、すなわち諸色がブドガラを了得する因であることは成立しない。

第2項 対象を了得する能了の識のうえからの考察

つぎに「色を了得するときにブドガラを了得する」という後釈では、根・境・識の和合による認識のなかで能了の識を主題にして、1. 諸色を了得する識がそのままブドガラを了得するのか、あるいは、2. 諸色を了得する識とは別な識がブドガラを了得するのか、あるいは、3. 両者を了得する能了の識の一・異は不可説であるのか、ということが問題になる。そのことが、

また、諸色を了得しているときにブドガラを了得する (upalabhate) [という] ならば、[諸色を了得する] その同じ能了得 (upalabdhi) によって [ブドガラを] 了得するのか、あるいは別 [な能了得] によ [ってブドガラを了得す] るのか。
(AK.463 頁 21-22)

<玄奘訳> 若し、色を了ずる時に此 [の補特伽羅] も亦た了ず可し、といはば、色 [を了ずる] 能了 [識] が即ち此 [の補特伽羅] を了ずと為んや。[或いは] 此の中に於いて別に [補特伽羅を了ずる] 能了 [識] 有りとなんや。(153c2-3)

と問われる。

なお、以下の「識」に関する議論は、甲を了得する識は甲以外のものを了得しないというように、或る一識が自境以外のものを了得することはない、ということが前提になっている。すなわち、了得する識は定められた一つの対象のみを識知し、その定められた対象以外のものを識知しない、ということである。

1. 色を了得する能了と同一の能了がブドガラを了得する場合

まず、色を了得する能了 (眼識) と同一の能了 (眼識) によってブドガラが了得される場合には、(1) ブドガラの体が色と同一になる過失、(2) ブドガラを色に即して施設す

る過失、(3) プドガラと色との区別の無い過失、という三の過失がある⁽¹²⁾。そこで、この一々についてみてみよう。

(1) プドガラの体が色と同一になる過失

これについては、

プドガラは色とは無異な自性のものであることになる。(AK.463 頁 22)

<玄奘訳> 応に、此〔の補特伽羅〕は体が即ち是れ色なり、と許すべし。(153c4)

と説かれる。色を了得する能了(眼識)と同じ能了(眼識)によってプドガラが了得されるならば、色を了得する眼識は色のみを了得し色以外のものを了得しないから、色を了得する眼識によって了得されるプドガラは自性が色であることになる⁽¹³⁾。換言すれば、色以外のものを眼識は了得しないから、眼識に了得されるものは体が色でなければならない。したがって、眼識に了得されるプドガラは自性が色であることになる。これは、プドガラが色と不二不異である、という犢子部の宗義に反する。

(2) プドガラを色に即して施設する過

これについては、

あるいは色そのものにそ〔のプドガラ V,L〕を施設する〔ことになる V,L〕。

(AK.463 頁 23)

<玄奘訳> 或いは唯だ色の中に於いて此〔の補特伽羅〕を仮立す〔と許す〕べし。(153c4-5)

と説かれる。色を了得する能了(眼識)と同じ能了(眼識)によってプドガラが了得されるならば、上記と同じ、色を了得する眼識は色のみを了得し色以外のものを了得しないという理由で、その色のうえに、すなわち色に即してプドガラを施設することに

(12) 『宝疏』は、これについて、(1) 体同破・(2) 即色仮立破・(3) 無二分別破という三重の破がある(大系 605 頁 7-8)、と積す。

(13) 『称友积』『満増积』。 <宗> 「プドガラは色とは無異な自性のものであることになる」。 <因> 「諸色を了得する」その〔眼識と〕同一の能了得(眼識)によって〔プドガラが〕了得されているからである。 <喩> 「例えば、同じ能了得(眼識)によって」他の色が〔了得されるが〕ごときである。(AKV.701 頁 31-32, AKLA.370b4-5)

『満増积』デリゲ版は、gzugs gzhan bzhin no(303b2) であるが、ペキン版は gzugs が脱落(370b5)。

『光記』。 則ち応に、此の我は体が即ち是れ色なり、と許すべし。色を了する時に〔色を了する此の識が〕亦た我を了するを以っての故なり。(大系 604 頁 67)

なる⁽¹⁴⁾。換言すれば、前述のとおり、色以外のものを眼識は了得しないから、眼識に了得されるものは体が色でなければならない。したがって、眼識に了得されるブドガラは色のうゑに施設されたものになる。これも、ブドガラは諸色と不一不異である、という犢子部の宗義に反する。

(3) ブドガラと色との区別の無い過失

これについては、

そして〔両者の能了得が同一であるならば V,L〕、これは色でありそれはブドガラである、という⁽¹⁵⁾このことが、どのようにして区別されるのか⁽¹⁶⁾。

またこのようなことが区別されないならば、色も存在しブドガラも存在する、というこのことが、どのようにして是認されるのか(否されない)。なぜならば、〔法を〕了得することによってそ〔の法〕の存在することが是認されるであろう⁽¹⁷⁾からである。

〔諸色と〕同様に、ないし諸法に至るまで説かれるべきである。(AK.463 頁 23-464 頁 2)

<玄奘訳> 或いは応に是くの如く、是くの如き類は是れ色なり是くの如き類は是れ此れ〔補特伽羅〕なり、と分別すること有るべからず。

若し是くの如き〔色・補特伽羅の〕二種の分別無くんば、如何にして、色有り補特伽羅有り、と立つるや。〔法の〕有性は必ず〔その法の〕分別〔有ること〕に由りて立つるが故なり。(153c5-7)

と説かれる。色を了得する能了(眼識)がブドガラを了得するというように、両者の能了(眼識)が同一であるならば、その眼識は、色を了得するのみであり他のものを了得しないので、これは色であり、それは色とは異なるブドガラである、というように区

⁽¹⁴⁾『称友釈』。「あるいは色そのものにそれを施設する」とは、ブドガラを「施設する」ことになる、とかかる。何故であるのか。同じそ(前註所掲)の理由によってである。(701 頁 32-702 頁 1)

『光記』。或いは唯だ色の中に於いて此の我を仮立す〔と許す〕べし。〔色を了得する識より〕別に能了の別〔識〕有ること無きを以ての故なり。(大系 604 頁 7)

⁽¹⁵⁾iti を付加。Tib.(96b2), 江島論文 11 頁 (463-27)、村上訳 (一)288 頁註 9。

⁽¹⁶⁾gamyate を paricchidyate に訂正。Tib.(96b2), 江島論文 11 頁 (463-27)、村上訳 (一)288 頁註 9。

『称友釈』『満増釈』。「これは色であり」云々というのは、〔両者を了得する〕能了得(識)が同一であるならば、色とブドガラとの両者についての区別が無いことになるであろう。(AKV.702 頁 1-2, AKLA.370b5-6)

⁽¹⁷⁾pratijñāyate を pratijñāyeta に訂正。江島論文 12 頁 (464-2)、村上訳 (一)288 頁註 10。

別することができず、眼識に了得されたものはすべて色として認識される⁽¹⁸⁾。また、法の存在はその法が了得されることによって是認されるから、もし、ブドガラと色が区別されず、色と異なるブドガラが了得されないならば、そのようなブドガラの存在を是認することは不可能になる。それゆえ「これがブドガラである」と了得されないことは、とりもなおさず、ブドガラが実在しないことを意味する⁽¹⁹⁾。

2. 色を了得する能了とは異なる能了がブドガラを了得する場合

…… ブドガラが色とは異なる過失

一方、色を了得する能了(眼識)とブドガラを了得する能了(識)とが異なると仮定する場合について、

また〔色を了得する識とは〕別〔な識〕によ〔ってブドガラを了得す〕るならば、〔色を了得する時とは〕異なる時に〔ブドガラを〕了得するから、〔ブドガラは〕色とは別ものであることになる。(AK.464 頁 2)

<玄奘訳> 若し此の中に於いて、〔色を了する能了とは〕別に〔補特伽羅を了する〕能了有らば、〔両者を〕了する時は別なるが故に、此〔の補特伽羅〕は応に色と異なるべし。(153c8)

と説かれる。二識併起を認めないから、同じ一刹那に複数の識がはたらいて複数の対象を了得することはない。すなわち、複数の能了(識)が同時に生じることはない。したがって、色を了得する能了(眼識)とは異なる能了(識)がブドガラを了得するとする

(18) 『光記』. 或いは応に是くの如く、是くの如き類は是れ色なり是くの如き類は是れ此の我なり、と分別すること有るべからず。別の体無きが故なり。(大系 604 頁 7-8)

『宝疏』. 三に〔我と色との〕二の分別無し、と破す。若し、即ち色を能く了する〔識〕が我を了ず、とせば、或いは、応に是くの如く、是くの如き類は是れ色なり是くの如き類は是れ我なり、と分別すること有るべからず。(大系 605 頁 8-9)

(19) 『称友釈』『満増釈』. 「また」これは色でありそれはブドガラである、という「このようなことが区別されないならば」、「どのようにして」両者〔の存在すること〕が「是認されるのか〔否されない〕」。なぜならば、〔この場合には、了得されないブドガラは是認されず〕色のみが是認されうであろうからである。〔理由は〕そ〔の法〕を了得することによって〔その法の〕有である (sad-bhāva)〔ことが是認される〕からである。(AKV.702 頁 2-4, AKLA.370b6-7)

『光記』. 若し是くの如き色と我とを分別すること無くば、如何にして、色有り我有り、と立つ可けんや。〔法の〕有性は必ず〔その法の〕分別〔有ること〕に由りて立つるが故なり。(大系 604 頁 8)

『宝疏』. 若し是くの如き二種の分別無くば、如何にして、色有り我有り、と立つるや。有性は必ず分別に由りて立つるが故なり。(大系 605 頁 9)

ならば、色の了得される時とブドガラの了得される時とは異なることになる。すなわち、色を了得する能了(識)とブドガラを了得する能了(識)とが異なるならば、それらの了得は異刹那にわたることになる。とすると、前刹那に了得される対象(色)と、後刹那すなわち異時に了得される対象であるブドガラとは、別個なものになるから、色とブドガラとは別個なものになる。

このことについて、青や黄のように相の異なる (bhinna-lakṣaṇa) 境 (viṣaya) についての例と、色のなかで相の同じものが異時にわたり、相の異なる (abhinna-lakṣaṇa) 境についての例とが、次のように説かれる⁽²⁰⁾。

あたかも、〔青の了得される刹那と異なる刹那に了得される〕黄は青とは〔別ものである V〕がごとく、そして、〔同じ相の色であっても、〕別な〔後〕刹那〔に了得される色〕は、〔前〕刹那〔に了得される色〕とは〔別ものであるが V〕ごときである。(AK.464 頁 2-3)

<玄奘訳> 〔青の了じられる時とは別な時に了じられる〕黄は青と異なり、〔同じ色なりといへども〕前〔刹那に了じられる色〕は後〔刹那に了じられる色〕とは異なる等の如し。(153c9)

まず、相の異なる境については、青が了得されるときには黄は了得されないが、後刹那には黄も了得されうる。このように、異時にわたって二者が了得される場合、青を了得する能了(眼識)と黄を了得する能了(眼識)とは異なるし、当然、それらの対象である青と黄とは別個なものである。これは、相の異なる境という、前者の例である⁽²¹⁾。また、前刹那に了得されるものは後刹那に了得されるものと異なるから、同じ相のものであっても、異時にわたって了得されるものは別個なものである。これは、相の異なる境という、後者の例である⁽²²⁾。

⁽²⁰⁾ 『称友釈』. 「また〔色を了得する識とは〕別〔な識〕によ〔ってブドガラを了得す〕るならば」云々から「ないし諸法に至るまで」所応のごとく〔説かれるべき〕であるということによって、異なる相 (bhinna-lakṣaṇa) の境においても、また異なる相 (abhinna-lakṣaṇa) の境においても、異なる時の能了得によ〔って了得され〕る場合には、〔了得される両者は〕別ものであることが確かに説示された。(702 頁 23-25)

⁽²¹⁾ 『称友釈』『満増釈』. 「黄は青とは〔別ものである〕がごとく」とは、分別によって青が了得されるとき、そのときに黄は了得されないけれども、後に了得されるから、〔黄は青を了得する能了得とは〕別な能了得によって了得され、そして、この黄は青と別ものである、ということが認められる〔という意である〕。(AKV.702 頁 16-18, AKLA.371a6-7)

⁽²²⁾ 『称友釈』. 同様に、「〔同じ相の色であっても、〕別な〔後〕刹那〔に了得される法〕は、〔前〕刹那〔に了得される色〕とは」別ものである〔がごとし Tib〕と例証されるべきである。(702 頁 19-20) 『満

この例と同じように、ブドガラも、色を了得する能了(識)とは異なる能了(識)によって了得されるならば、色と異なるものになる⁽²³⁾。そして上来の、この色・ブドガラについての叙述は、声ないし法についてもあてはまり、同じようにして、ブドガラが、声ないし法の能了とは異なる能了の識によって了得されるならば、声ないし法と異なるものになる⁽²⁴⁾。これはブドガラが諸蘊と一不異であるという犢子部の宗義に反する。

3. ブドガラを了得する能了と色を了得する能了との一・異が不可説である場合

…… 能了の識も不可説法蔵に摂まる過失

また、ブドガラを了得する能了(識)と色を了得する能了(識)との一・異が不可説であると仮定する場合については、

また、色とブドガラと〔が別ものであるとも別ものでないとも説くことができない V,L〕ように、〔これらの Tib 色とブドガラとを了得する〕両能了得〔の識〕もまた別ものであるとも別ものでないとも説くことができない、というならば、(AK.464 頁 3-4)

<玄奘訳> 若し彼れは救して、此〔の補特伽羅〕は色と是れ一なりとも是れ異なりとも、定んで説く可からざるが如く、〔色・補特伽羅を了ずる〕二種の能了〔の識〕は相望するに亦た然なり〔即ち一なりとも異なるとも説くべからず〕、と言はば、(153c10-11)

と説かれる。すなわち、所了の色とブドガラとの一・異が不可説であるように、色を了得する能了(眼識)とブドガラを了得する能了(識)との一・異も不可説であるならば、という仮定である。所了と能了について『光記』は、

所了が定んで一にも異にもあらざれば、能了も亦た一にも異にも非ざるを以つてなり。(大系 604 頁 11-12)

と註釈し、所了である色とブドガラとの一・異が不可説であるから、色とブドガラとを了得する能了についても、両者の能了の識の一・異も不可説になる、と説明する。

増積』(371a8) も略同。

⁽²³⁾ 『称友积』『満増积』。そして、これと同じように、ブドガラも、〔色の能了得とは〕別な能了得〔の識〕によって了得されるから、色とは別ものであることになる。(AKV.702 頁 18-19, AKLA.371a7-8)

⁽²⁴⁾ 『俱舍論』。同様にして、ないし〔ブドガラは〕諸法とは〔別ものである〕、と説かれるべきである(AK.464 頁 3)。

<玄奘訳> 乃至、法に於いて徴難することも亦た然なり。(153c9)

これに対して世親はつぎのような過失がある、と指摘する。

それでは、このことによって〔ブドガラを了得することを特相とする能了得なる V, L〕有為法もまた不可説になる、ということから、〔ブドガラののみが不可説であるという V, L 汝の〕宗義が壊される。(AK.464 頁 4)

<玄奘訳> 〔補特伽羅を了ずる〕能了〔識〕は、応に是れ有為〔法〕に摂まるべからず〔して、不可説法蔵なり〕。若し爾り(補特伽羅を了ずる能了が不可説法蔵なり)と許さば、便ち〔補特伽羅のみが不可説法蔵なりと説く汝の〕自宗を壊すなり。(153c11-12)

犢子部は、色とブドガラとの一・異は不可説であり、ブドガラは不可説法蔵に摂まる、と説く。そこで、色を了ずる能了(眼識)とブドガラを了ずる能了(識)との一・異が不可説であるならば、ブドガラを了ずる能了(識)も不可説法蔵に摂まることになり、「ブドガラののみが不可説法蔵である」という宗義に反する⁽²⁵⁾。したがって、ブドガラを了得する識と色を了得する識との両識の一・異が不可説であると考えすることはできない。

以上、色を了得する識とブドガラを了得する識とが同一である場合と、異なる場合と、両者の一・異が不可説である場合とについて考察し、いずれの立場に立っても、犢子部の説くような実我的なブドガラの実在は認められない、ということが判明した。

まとめ

以上は、ブドガラが六識すべてに識知されることから派生した問題である。本稿では先ず、犢子部が、ブドガラが認識主体になるからブドガラが実有である、と説くことについての問題を論じ、続いて、ブドガラを縁じる能了の識に関する問題を論じた。

ブドガラの实有を論じるにあたって、ブドガラが認識される場合、それはどのようにして認識されるのか、ということはきちんと説明されなければならない。しかし、本稿で論じたように、それを細かく検討すると、ブドガラ説の矛盾が露呈する。ブドガラを不可説法蔵として立てる犢子部宗義のうえから言えば、認識されるブドガラがどのようにして認識されるのか、ということも不可説なのであろうか、とさえも思われる。このようなところにも犢子部のブドガラ説の限界が感じられ、世親の批判もむべなるかな、と思わされる。

⁽²⁵⁾ 『称友釈』(702 頁 28-31)、『満増釈』(371b3-4)、『光記』(大系 604 頁 12-14)、『宝疏』(大系 605 頁 12-13)。なお、『光記』は、識が不可説法蔵に摂まれば、識が前三法蔵の摂である宗義に反する、と註釈する。『宝疏』の註釈は両様に解することができる。

本稿で用いる略号はつぎのとおりである。漢訳諸論書は慣例に従う。なお、玄奘訳『俱舍論』は本文中では大正蔵經の卷数を省略する。また『光記』『宝疏』は仏教大系本による。

AK. Abhidharmakośabhāṣya of Vasubandhu, ed. by P. Pradhan, Patna, 1967.

AKV. 『称友釈』 Sphuṭārthā Abhidharmakośavyākhyā by Yaśomitra, ed. by U. Wogihara, Tokyo, 1971.

AKLA. 『満増釈』 Abhidharmakośatīkā Lakṣaṇānusāriṇī nāma (by Pūrṇavardhana), Peking ed. No.5594, vol.117, Ju.

村上訳 (一) 村上真完「人格主体論(靈魂論)—俱舍論破我品訳註(一)—」(『知の邂逅—仏教と科学—塚本啓祥教授還暦記念論文集』校成出版社、平成5年3月)

村上訳 (二) 村上真完「人格主体論(靈魂論)—俱舍論破我品訳註(二)—」(『原始仏教と大乘仏教 渡辺文麿博士追悼記念論集』下、永田文昌堂、1993年5月)

桜部訳 桜部建「破我品の研究」(『大谷大学研究年報』第十二集、1959年)

舟橋訳 舟橋一哉「称友釈阿毘達磨俱舍論明瞭義釈 破我品—梵文・チベット訳・玄奘訳の和訳と註と梵文・チベット訳・玄奘訳テキストの正誤訂正表—」(『大谷大学研究年報』第十五集、1962年)

本庄論文 本庄良文「シャマタデーヴァの伝える阿含資料—破我品註—」(『仏教研究』第十三号、昭和58年12月)

江島論文 Yasunori EJIMA "Textcritical Remarks on the Ninth Chapter of the Abhidharmakośabhāṣya" (『仏教文化』第十七巻通巻二〇号 昭和62年)

—2004年3月25日—

キーワード: プドガラ実有、了得、能了得、認識主体